

Tax & Legal Alert

タイ

デロイトトーマツ税理士法人

2020年4月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

タイ国事業開発局(Department of Business Developments)による株主総会及び監査済財務諸表の電子登録(E-filing)に関する公示

法令に従い、タイ国の法人は、上場又は非上場の区別なく、決算日から4カ月以内に定時株主総会を開催しなければならない。さらに、商工団体は決算日から120日以内に年次総会を開催しなければならない。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴い、タイ国事業開発局(Department of Business Developments: 以下「DBD」)は、2020年3月4日に、法令で定められた期限日までに定時総会の開催ができない法人及び商工団体向けに布告を出した。定時総会が法令で定める期限日までに開催されない場合には、実際に開催された後に当該企業及び商工団体は定時総会開催が遅延した理由とその必要性を記載した文書をDBDの担当官に提出する必要がある。担当官は報告された遅延をケースごとに検討する。

加えて、DBDからは次のガイダンスも公表されている。

- 国家平和秩序評議会(National Council for Peace and Order: NCPO)布告 No.74/2557に基づき、電子技術による会議の開催が可能になった。前提として、3つの要件、すなわち、少なくとも定足数の3分の1が同一の会場で会議に参加する、参加者全員が会議実施時にタイ国に所在する、及びデジタル経済社会省(Ministry of Information and Communication Technology: MICT)の定める電子媒体での会議実施時の安全基準を適用する、を充足しなければならない
- 既に定時株主総会の開催の招集を行ったが、COVID-19の影響により開催ができないと判断した法人は、延期後の新たな定時株主総会を実施日を定めることができる。この法人は、定時株主総会の延期と延期後の新たな実施日、開催時間及び会場を記載した書面を用いて、株主全員に通知を行うことができる。この場合は、法令で定める株主総会の招集を、再度行なう必要はない

- 定時株主総会開催に係る手続が遅延した場合は、開催手続が完了した段階で、遅延した理由を記載した文書を担当官に提出しなければならない。担当官はケースごとに遅延理由の検討を行う
- 法人の年次監査済財務諸表のDBDへの提出が遅延する場合、遅延の理由を記載した文書をDBDへ提出することができる。担当官がケースごとに遅延の理由を検討する

登記されているパートナーシップ、海外の法令に基づき設立されタイ国で事業を営む外国企業、及び歳入法に基づき設立されているジョイントベンチャーは、決算日から5カ月以内にDBDへ監査済財務諸表を提出しなければならない。DBDは2020年3月25日付布告を通じて、2019年10月31日から2020年3月31日の期間に決算日を迎えた上述の法人等に対して監査済財務諸表の提出の期限日を2020年8月31日まで延期する旨が公表された。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Thailand

バンコク事務所

ディレクター 米岡 光二郎 koyoneoka@deloitte.com

ディレクター 中島 敬仁 tnakajima@deloitte.com

マネジャー 秋山 雄亮 yuakiyama@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001